消防計画作成チェック表 (中規模用)

	作成する内容	法 令 根拠等	作 成 チェック	備考
第1	目的及び適用範囲等			
	1 目的	0		
	2 適用範囲	0		
	3 防火・防災管理業務の一部委託について	A		
第2	管理権原者の責任及び防火管理者の業務			
	1 管理権原者	0		
	2 資格管理	0		
	3 自衛消防組織の設置と管理権原者等の責務	A		
	4 防火管理者の業務	0		
第3	火災予防のための点検・検査			
	1 日常の火災予防のための任務分担	0		
	2 自主的に行う点検・検査	0		
	3 防火対象物の法定点検(防火対象物点検報告)	A		
	4 防災管理の法定点検(防災管理点検報告)	A		
	5 消防用設備等の法定点検(消防用設備等点検報告)	0		
	6 報告等	0		
	7 その他	A		
第4	守らなければならないこと			
	1 従業員が守るべき事項	(i)		
	(避難施設の維持管理、火気管理等、放火防止対策)			
	2 防火管理者等が守るべき事項			
	(収容人員の管理、工事中の安全対策の樹立、火気の使用制限、臨	0		
	時の火気使用等、放火防止対策、避難経路等の周知、その他)			
第5	防火・防災教育	T		
	1 防火・防災教育の実施時期等	0		
	2 自衛消防隊員等の育成	0		
第6	消防機関との連絡等	1		
	1 消防機関へ連絡等する事項	0		
	2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管	0		
第7	自衛消防隊等			
	A (事業所自衛消防隊を編成する場合)	Т		
	1 事業所自衛消防隊の編成	<u></u>		
	2 事業所自衛消防隊の活動範囲	0		
	3 事業所自衛消防隊長等の権限	0		
	4 火災発生時の自衛消防活動	0		
	5 営業時間外等の自衛消防活動体制	A		
	6 その他	A		
	B(防火対象物自衛消防隊を編成する場合)	1	1	
	1 防火対象物自衛消防隊の編成	0		
	2 防火対象物自衛消防隊の活動範囲	0		
	3 防火対象物自衛消防隊長等の権限	0		
	4 火災発生時の自衛消防活動	(i)		
	5 営業時間外等の自衛消防活動体制	A		
	6 その他	A		
第8	訓練			
	1 訓練の実施時期等	0		
	2 訓練時の安全対策	0		
	3 訓練の実施結果	©	}	
	○ 前の内にマンスが出ればスト		j	

第9 震災	対策		
1 5	震災に備えての事前計画	0	
2 5	震災時の活動計画	0	
3 1	施設再開までの復旧計画	0	
第10 そ	-の他の災害対策		
	大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防対策	●※	
2 5	大雨・強風等に係る自衛消防対策	•	
	受傷事故等の自衛消防対策	•	
	その他の自衛消防対策	•	
第11 そ	の他		
	肖防計画概要(▲従業員に周知するために掲示、活用する場合)	A	
別表 1	防火・防災管理業務の一部委託状況表	A	
別表 2	防火・防災管理業務一部委託契約書等の内容チェック表	A	
別表 3	日常の火災予防の担当者と日常の注意事項	0	
別表 4-1	自主検査チェック表(火気関係)	0	
別表 4-2	自主検査チェック表(閉鎖障害等)	0	
別表 5	自主検査チェック表(定期)	0	
別表 6	自主点検チェック表(消防用設備等)	0	
	自衛消防隊の編成と任務(編成表)・(資格管理表)・(任務表)		
別表 7	A 事業所自衛消防隊を編成する場合	0	
	B 防火対象物自衛消防隊を編成する場合	0	
別表8	家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック表	0	
別表 9	一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄	0	
別表 10	震災時における時差退社計画	0	
別表 11	施設の安全点検のためのチェックリスト	0	
別図	避難経路図	0	
別添え	消防計画概要(▲従業員に周知するために掲示、活用する場合)	A	
			<u>.</u>
その他			
C > [E]			

- (備考) 1 ◎印は、消防法第8条第1項に定める防火管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。
 - 2 〇印は、東京都震災対策条例第 10 条に定める事業所防災計画を作成する上で必要な項目である。
 - 3 ●印は、火災予防条例第55条の4に基づく自衛消防対策の項目である。
 - 4 ▲印は、該当する場合に定める項目である。
 - 5 ★印は、統括防火管理義務対象物に該当する場合に定める項目である。
 - 6 ※印は、消防法第36条第1項において準用する同法第8条第1項に定める防災管理 に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。
 - 7 作成チェックは、消防計画の作成者が、自己の事業所の消防計画の作成に当たり、必要項目を確認し、作成したものについて「**√**」印でチェックする。
 - 8 事業所の実態に合わせて作成した別表・別図・別添えについては、別表等の空欄に記 入する。

消防計画
/日川 司 四

年 月 日作成

第1 目的及び適用範囲等

1 目 的

この計画は、管理権原の及ぶ範囲における防火管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

- (1) 管理権原の及ぶ範囲は、_________ 部分とする。
- (2) この計画を適用する者の範囲は、管理権原者、防火管理者及びその他勤務する者とする。

→防火・防災管理業務の一部を第三者に委託する場合

▲3 防火・防災管理業務の一部委託について

(1) 計画の適用

この計画は、委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者(以下「受託者」という。)についても適用する。

- (2) 防火管理業務の一部委託状況
 - 別表1「防火・防災管理業務の一部委託状況表」のとおり
- (3) 受託者との契約内容の自己チェック

管理権原者は、受託者が行う防火・防災管理業務の適正化を図るため、別表2「防火・防災管理業務一部委託契約書等の内容チェック表(管理権原者の自己チェック表)」により委託契約内容等の自己チェックを行う。

(4) 委託者からの指揮命令

受託者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

(5) 委託者への報告

受託者は、受託した防火・防災管理業務について、定期に防火管理者に報告する。

第2 管理権原者の責任及び防火管理者の業務

1 管理権原者

- (1) 管理権原の及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つ。
- (2) 廊下、階段等の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件及び防火戸等の閉鎖の支障となる物件を放置等されないように管理する。
- (3) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等(以下「消防用設備等」という。) の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。
- (4) 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動の全般についての責任を負う。
- ★(5) 統括防火管理者が作成する全体についての消防計画とこの消防計画は適合する内容にする。

↓防災センターがある場合

★▲(6) 統括防火管理者が防災センターを中心とした自衛消防活動体制を確立し、維持管理できるように協力する。

2 資格管理

管理権原者は、防火管理業務を行う上で必要となる各種法定資格について不備が生じないよう 管理する。

↓自衛消防組織の設置が必要な場合

▲3 自衛消防組織の設置と管理権原者等の責務

- (1) 管理権原者は、他の管理権原者と共同して自衛消防組織の設置及び運営について責任を負う。
- (2) 管理権原者は、共同して自衛消防組織の統括管理者を選任し、自衛消防組織を統括させる。
- (3) 管理権原者は、定期に開催される自衛消防組織に関する協議会に参加し、協議会を通して、建物全体の安全性を高めるよう努める。
- ★(4) 統括管理者は、統括防火管理者に対し、自衛消防活動に関する事項を報告する。

4 防火管理者の業務

防火管理者は、次の業務を行う。

業務	内 容
点検・監督業務	 ① 火災予防上の自主検査・点検の実施及び監督 建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その 他防災設備、危険物施設、火気設備・火気器具(以下「火気設備・器具」 という。)の検査・点検と、不備欠陥箇所のある場合の改修 ② 地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は改修 ③ 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督 ④ 火気の使用、取扱いの指導、監督
教育・訓練業務	① 従業員に対する防火の教育の実施② 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施及び結果の検討③ 放火防止対策の推進
管理業務	① 収容人員の管理② 消防機関への届出及び連絡等③ 家具、じゅう器等の転倒・落下・移動防止措置
点検立会業務	 ① 消防用設備等の法定点検・整備の立会い又は立会いの指示 ② 建物等の定期検査の立会い又は立会いの指示 ③ 改装工事などの立会い又は立会いの指示と安全対策の樹立 ↓防火対象物点検報告が必要な場合 ▲ ④ 防火対象物の法定点検の立会い又は立会いの指示 ↓防災管理点検報告が必要な場合 ▲ ⑤ 防災管理の法定点検の立会い又は立会いの指示
管理権原者への 提案・報告業務	① 防火管理業務を遂行する上での提案 ② 点検・検査の結果についての報告
その他防火管理上 必要な業務	★① 防火管理上必要な事項の、統括防火管理者への報告 □ 防火管理技能者が必要な場合 ■② 防火管理技能者に対する指示 □ 防災センターがある場合 ■③ 災害活動の拠点となる防災センターへの災害活動上必要な情報の集約

第3 火災予防のための点検・検査

1 日常の火災予防のための任務分担

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表3 「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」のとおりとする。
- (2) 管理権原者又は防火管理者は、別表3 「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」を、関係する従業員、その他防火管理業務に従事する者に周知し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。
- (3) その他

2 自主的に行う点検・検査

防火管理者は、区域、項目ごとに検査実施者を指定し、自主点検・検査を行う。

- (1) 出火防止、避難安全の確認は、検査実施者 により、毎日行う。
 - ア 出火防止の確認は、別表4-1の「自主検査チェック表(火気関係)」により行う。
 - イ 避難安全等の確認は、別表4-2の「自主検査チェック表 (閉鎖障害等)」により行う。
- (2) 建物及び消防用設備等の確認は、検査実施者_____により、___月頃と___月頃 に行う。
 - ア 建物の確認は、別表5「自主検査チェック表(定期)」により行う。
 - イ 消防用設備等の確認は、別表6「自主点検チェック表(消防用設備等)」により行う。

→消防用設備等に特例が適用されている場合

▲(3) 防火管理者は、特例適用について申請内容が適正に維持管理されているかもあわせて実施 する。

▲3 防火対象物の法定点検(防火対象物点検報告)

- (1) 防火対象物の法定点検は、法令に規定される期限内に報告できるよう計画的に実施する。
- (2) 防火管理者は、法定点検実施時に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。

※▲4 防災管理の法定点検(防災管理点検報告)

- (1) 防災管理の法定点検は、法令に規定される期限内に報告できるよう計画的に実施する。
- (2) 防災管理者は法定点検実施時に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。

▲5 消防用設備等の法定点検(消防用設備等点検報告)

- (1) 消防用設備等の法定点検は、法令に規定される期限内に報告できるよう計画的に実施する。 建物所有者側で一括して全体を実施しているか確認し、テナントとして個別に責任がある 消防用設備等があれば、当該消防用設備等についての法定点検を実施し報告する。
- (2) 防火管理者は法定点検実施時に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。

6 報告等

- (1) 防火管理者は、自主検査、自主点検及び法定点検の結果を適宜確認し、その記録を管理する。
- (2) 防火管理者は、前(1)により確認した内容で不備欠陥箇所がある場合は、管理権原者に報告し、計画的な改修を図る。

▲ 7 その他

第4 守らなければならないこと

1 従業員が守るべき事項

(1) 避難施設の維持管理

避難口、廊下、階段及び通路などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を遵守する。

- ① 避難施設に物品等を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。
- ② 避難施設の出入口に設けられている扉等の開閉障害となる物品等を置かない。置いて あることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。
- ③ 防火設備は、常時閉鎖又は作動できるようにその機能を有効に保持し、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。
- ④ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるように維持する。
- ⑤ 避難施設の床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持する。
- ⑥ ①から③までにおいて、発見された物品等を容易に除去できない場合は、直ちに防火・ 防災管理者に報告する。
- ⑦ その他

(2) 火気管理等

- ① 喫煙は、指定された場所で行い、確実に吸殻を処理する。
- ② 火気設備・器具は、使用する前後に点検を行い、周囲を整理整頓して可燃物を近づけないなど、安全を確認して使用する。
- ③ 厨房機器やその周囲は毎日こまめに点検・清掃する。
- ④ 防火ダンパーや自動消火装置は正常に作動するように整備・清掃する。
- ⑤ 火気設備・器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外に使用しない。
- ⑥ ガス機器を使用中はその場を離れない。その場を離れるときは、火を消してから離れる。
- ⑦ 終業時には必ず灰皿の整理及び火気設備・器具の安全を確認する。
- ⑧ 危険物品は持ち込まない、持ち込ませない。
- 9 その他

(3) 放火防止対策

- ① 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。また、これらの場所の巡視を行う。
- ② 建物内外の整理整頓を行う。
- ③ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
- ④ 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。
- ⑤ その他

2 防火管理者等が守るべき事項

- (1) 収容人員の管理
 - ① 防火管理者は、用途、規模に応じた収容能力を把握し、収容人員を適正に管理する。
 - ② 一時的に用途を変更し、混雑が予想される場合は、避難経路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとる。
 - ③ その他

(2) 工事中の安全対策の樹立

- ① 次の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出る。
 - ・ 増築等で建築基準法に基づく仮使用の認定の申請をするもの。
 - ・ 消防用設備等の増設等の工事に伴い、本設備の機能を停止させるとき又は機能に著 しく影響を及ぼすもの。
- ② 防火管理上影響のある工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。
- ③ 工事人に対し、次の事項を遵守させる。
 - ・ 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる 体制を確保する。
 - ・ 防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わない。
 - ・ 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理 者に報告させる。
 - ・ 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受ける。
 - ・ 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をする。
- ④ 防火管理者は、工事・催物等の計画内容や現場において、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。

(5)	その他					

(3) 火気の使用制限

防火管理者は、必要に応じ次の事項について指定又は制限する。

- ① 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
 - ・ 喫煙場所には喫煙場所である旨を表示する標識を設置する。
 - ・ 毎日終業後、水の入ったバケツに吸殻を回収する。
- ② 火気設備・器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
 - ・ 使用禁止場所は、厨房及び給湯室を除く全ての場所とする。
- ③ 危険物の貯蔵又は取扱場所の指定
- ④ 工事等の火気使用の禁止又は制限
- ⑤ その他

(4) 臨時の火気使用等

防火管理者は、次の事項が行われようとする場合、又は行われていることを確認した場合は、その内容について確認し、防火管理上必要な指示を行う。

- ① 指定された場所以外での喫煙又は臨時的な火気の使用
- ② 火気設備・器具の設置又は変更
- ③ 危険物等の使用
- ④ 催物の開催及びその会場での火気の使用
- ⑤ 模様替え等の工事
- ⑥ その他

(5) 放火防止対策

防火管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努める。

- ① 敷地内及び廊下、階段、トイレ等の可燃物の整理、整頓又は除去
- ② 不特定の者が出入りする出入口の監視等
- ③ 火元責任者等による火気の確認及び施錠
- ④ 空室、倉庫等の施錠管理
- ⑤ 休日、夜間等における巡回体制の確立
- ⑥ その他

(6) 避難経路等の周知

- ① 人命の安全を確保するため、各階に消防用設備等の設置図及び屋外への避難経路図を 別図のとおり作成し、従業員その他防火管理業務に従事する者及び建物利用者に周知で きるように掲出する。
- ② その他

(7) その他

- ① 防火戸や防火シャッターなどの閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに明示する。
- ② その他

第5 防火·防災教育

1 防火教育の実施時期等

防火教育は、教育の対象となる者の特性等を踏まえ、防火管理者が実施担当者、実施時期を判断し、おおむね次に示す内容について実施する。

- (1) 消防計画
- (2) 従業員が守るべき事項
- (3) 火災発生時の対応
- (4) 地震時及びその他災害等の対応
- (5) 防火管理マニュアルの徹底
- (6) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

2 自衛消防隊員等の育成

(1) 管理権原者は、災害時における自衛消防活動を円滑に行うため、自衛消防隊の編成が常に最新のものとなるよう整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を行う。

↓自衛消防活動中核要員が必要な場合

▲(2) 自衛消防活動中核要員の育成 管理権原者は、「自衛消防技術認定証」の資格を有する者の育成を計画的に行う。

↓防災センターがある場合

▲(3) 防災センター要員の育成

管理権原者は、防災センター要員に対し、計画的に「防災センター技術(実務)講習」を受講させることによりその育成を図る。

→統括防火管理と自衛消防組織の設置が必要な場合

★▲(4) 統括管理者及び告示班長の資格管理及び育成については、全体についての消防計画に定める。

第6 消防機関との連絡等

1 消防機関へ連絡等する事項

管理権原者等は、次の業務について、消防機関への届出、報告及び連絡を行う。

種別	届出等の時期	届出者等
防火・防災管理者選任(解任)届出	防火管理者を変更したとき	管理権原者
消防計画作成(変更)届出	消防計画を変更したとき 管理権原者又は防火管理者を変更 したとき	防火管理者
↓ 自衛消防組織の設置が必要な場合▲ 自衛消防組織設置(変更)届出	自衛消防組織を設置したとき、又は 変更したとき	管理権原者
自衛消防訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するときは、あ らかじめ消防機関へ通報する。	防火管理者
禁止行為の解除承認申請	喫煙、裸火の使用又は危険物品の持 込みを禁止されている場所において、 これらの行為を行おうとするとき	管理権原者等
消防用設備等点検結果報告	法令に定められた期間内(総合点検 時の消防用設備等点検結果報告書)	建物所有者等
	1年に1回	管理権原者
	1年に1回	管理権原者
防火対象物工事等計画届出	建物の修繕、模様替え、間取り又は 天井の高さの変更その他これらに類 する工事、客席又は避難通路の変更、 用途変更を行う場合は、工事に着手す る日の7日前までに届け出る。	管理権原者
防火対象物使用開始届出	使用を開始する日の7日前までに 届け出て、検査を受ける。	管理権原者
防火対象物一時使用届出	事務室や倉庫等を一時的に不特定 の者が出入りする店舗等として使用 する場合には、使用を開始する日の7 日前までに届け出て、検査を受ける。	管理権原者
観覧場又は展示場における 催物の開催届出	観覧場又は展示場において、おおむね1,000人以上の多数の者を収容して演劇、コンサート、スポーツ興行等を行う場合は、催しを行う3日前までに届け出る。	興行の主催者
その他 (上記以外の法令に基づく届出等)	法令に定める時期に届出・連絡等を 行う。	

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

- (1) 管理権原者等は、消防機関へ届出、報告等した書類等を消防計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管する。
- (2) 転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち、竣工からの建築関係及び消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に引き継ぐ。

第7A 自衛消防隊等 事業所自衛消防隊を編成する場合(テナントの場合等)

1 事業所自衛消防隊の編成

(1) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめる ため、事業所自衛消防隊を、別表 7 A のとおり編成し、任務を分担する。

事業所自衛消防隊長は、がその任務にあたる。

事業所自衛消防隊長には、その任務を代行する事業所自衛消防隊長の代行者を定める。

- (2) 管理権原者は、編成表を見やすいところに掲示する等して、各自衛消防隊員に周知させる。
- ★(3) 事業所自衛消防隊は、全体についての消防計画に定める防火対象物自衛消防隊の地区隊と なる。

2 事業所自衛消防隊の活動範囲

- (1) 事業所自衛消防隊の活動範囲は、原則として事業所が占有している範囲内とする。
- ★(2) 事業所自衛消防隊は、前(1)の範囲内で活動するほか、全体についての消防計画に範囲外の活動について定めがあるときは、その定めるところにより活動する。
 - (3) 防火対象物自衛消防隊長から自衛消防活動の協力の要請があった場合は、防火対象物自衛消防隊長の指揮の下に活動する。

3 事業所自衛消防隊長等の権限

- (1) 事業所自衛消防隊長は、火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動について、事業所自衛消防隊の指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- (2) 管理権原者は、事業所自衛消防隊長の代行者に対し、任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 火災発生時の自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、次に示す基準により行動する。

- (1) 通報·連絡
 - ① 火災が発生したときには、火災を発見した者又は通報連絡(情報)班は、直ちに 119 番通報する。同時に、防災センターや警備室、管理人室等へ火災の発生と状況を連絡する。
 - ② 自動火災報知設備の発信機を押し、大声で叫ぶなど火災発生を周囲(他階、他事業所を含む。)に知らせる。

なお、放送設備がある場合は、積極的に放送設備を活用する。

- ③ すでに消火された火災を発見した場合も、消防機関へ通報する。
- ④ 管理権原者、防火管理者が不在のときは緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者 へ連絡する。
- ⑤ その他
- (2) 初期消火
 - ① 初期消火班は、出火場所に急行し、自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。
 - ② 初期消火班は、消火器や屋内消火栓など適切な消防用設備等を用いて消火活動を行う。
 - ③ その他
- (3) 避難誘導
 - ① 避難誘導班は、避難経路図に基づいて避難誘導する。
 - ② 各避難誘導班員は、拡声器、メガホン等を使用して落ち着いて行動するよう呼びかけ、安全な場所へと誘導する。(放送設備がある場合は、放送設備を活用して避難誘導を行う。)
 - ③ 避難方向が分かりにくい場所には誘導員を配置する。
 - ④ 避難誘導班は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、事業所自衛消防隊長に報告する。
 - ⑤ その他

(4) 安全防護

- ① 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。
- ② その他
- (5) 応急救護
 - ① 応急救護班は、負傷者の応急手当を行い、(▲防火対象物本部隊の応急救護班及び)救急隊 と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。
 - ② 応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負 傷箇所、負傷程度等必要事項を記録する。
 - ③ 逃げ遅れた者の情報を得た場合、応急救護班は現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。
 - ④ その他

5 営業時間外等の自衛消防活動体制

- (1) 休日、夜間等で事業所内に在館者がいる場合は、在館している者全員で通報連絡、初期消火、 避難誘導等の自衛消防活動を実施する。
- (2) 営業時間外等に無人となる場合は、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつける。

▲6 その他

第7日 自衛消防隊等 防火対象物自衛消防隊を編成する場合(建物所有者の場合等)

1 防火対象物自衛消防隊の編成

(1)	管理権原者は、火災、地震その)他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるた
	め、防火対象物自衛消防隊を、	別表7Bのとおり編成する。
	防火対象物自衛消防隊長は、	がその任務にあたる。
	防火対象物自衛消防隊長には	その任務を代行する防火対象物自衛消防隊長の代行者を定め

↓自衛消防活動中核要員が必要な場合

る。

- ▲(2) 防火対象物自衛消防隊には、自衛消防活動中核要員を配置する。
 - ① 自衛消防活動中核要員は、自衛消防技術認定証を有する者を当てる。
 - ② 防火対象物本部隊に本部中核要員を置く。
 - ③ 地区中核要員は、防火対象物地区隊に配置し、地区中核要員担当区域における任務に当たる。
 - ④ 防災センター要員は、本部中核要員に編成する。
 - ⑤ 自衛消防活動中核要員の装備及び管理は、次による。

	個人用装備
	・ 防火衣着 ・ 消火器本
	・ ヘルメット個 ・ とびロ本
装	・ 警笛個 ・ ロープ本
備	· 携带用照明器具器 · 携带用拡声器器
	・ 携帯用無線機機 ・ 救出用具(バール、ジャッキ等)個
	• 担架············基
	・ 応急手当用具(包帯、三角巾等)セット
管	自衛消防活動中核要員等の装備品は、に保管し、防火対象物自衛
理	消防隊長が、必要な点検を行い、常時使用できる状態で維持管理する。

(3) 管理権原者は、編成表を見やすいところに掲示するなどして、各自衛消防隊員に周知させる。

2 防火対象物自衛消防隊の活動範囲

- (1) 防火対象物自衛消防隊の活動範囲は、防火対象物全体とする。
- (2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、防火対象物自衛消防隊長の判断に基づき活動する。
- (3) その他

3 防火対象物自衛消防隊長等の権限

- (1) 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊が火災、地震その他の災害等が発生した場合の本事業所における自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- (2) 管理権原者は、防火対象物自衛消防隊長の代行者に対し、防火対象物自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 火災発生時の自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、次に示す基準により行動する。

- (1) 通報·連絡
 - ① 火災が発生したときには、火災を発見した者又は通報連絡(情報)班は、直ちに119番通報する。同時に、防災センターや警備室、管理人室等へ火災の発生と状況を連絡する。
 - ② 自動火災報知設備の発信機を押し、大声で叫ぶなど火災発生を周囲(他階、他事業所を含む。)に知らせる。

なお、放送設備がある場合は、積極的に放送設備を活用する。

- ③ すでに消火された火災を発見した場合も、消防機関へ通報する。
- ④ 管理権原者、防火管理者が不在のときは緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。
- ⑤ その他
 - ▲自動火災報知設備と音声警報鳴動方式の放送設備が連動している場合
 - ▲自動火災報知設備と火災通報装置が連動している場合

(2) 初期消火

- ① 初期消火班は、出火場所に急行し、自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。
- ② 初期消火班は、消火器や屋内消火栓などの消防用設備等を用いて消火する。
- ③ その他

(3) 避難誘導

- ① 避難誘導班は、避難経路図に基づいて避難誘導する。
- ② 各避難誘導班員は、拡声器、メガホン等を使用して落ち着いて行動するよう呼びかけ、安全な場所へと誘導する。(放送設備がある場合は、放送設備を活用して避難誘導を行う。)
- ③ 避難方向が分かりにくい場所には誘導員を配置する。
- ④ 避難誘導班は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い防火対象物自衛消防隊長に報告する。
- ⑤ その他

(4) 安全防護

- ① 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。
- ② その他

(5) 応急救護

↓事業所自衛消防隊(テナント等)がある場合

- ① 応急救護班は、負傷者の応急手当を行い、(▲事業所本部隊の応急救護班及び)救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。
- ② 応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負傷箇所、負傷程度等必要事項を記録する。
- ③ 逃げ遅れた者の情報を得た場合、応急救護班は現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。
- ④ その他

→営業時間内と自衛消防活動体制が異なる場合

▲ 5 営業時間外等(夜間・休日等)の自衛消防活動体制

- (1) 営業時間外等に在館者がいる場合
 - ① 営業時間外等の巡回等 守衛等は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。
 - ② 営業時間外等における自衛消防活動 営業時間外等における自衛消防活動は、次の初動措置を行う。

	火災が発生したとき、発見者は直ちに 119 番通報するとと
通報連絡	もに、建物内にいる者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連
	絡一覧表等により関係者に速やかに連絡する。
初期消火・安全防護	消火器や屋内消火栓などの消防用設備等を有効に活用し適
初期何 八 *女主Ŋ謢	切な初期消火を行うとともに、防火戸などの閉鎖を行う。
避難誘導	工事、点検等のため入館者がある場合は、放送設備や拡声
<u> </u>	器などを使用して火災を知らせ、避難方向等を指示する。
消防隊への情報提供等	消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報、資料
何奶隊 [*] >♥プ情報促供寺	等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。
2014h	
その他	

(2)	営業時間外等は	一無人	卜	to 7	、提合
141	A 未时间21年1	し無八		12) /勿 口

営業時間外等において無人となる場合は、次によるものとする。 また、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつける。

▲① 事業所火災直接通報(承	忍番号
----------------	-----

- ▲② 代理通報 (通報事業者名_____)
 - ③ その他

A 6	その他

第8訓練

1 訓練の実施時期等

(1) 訓練の実施時期等は次表のとおりとする。

訓練の種別	実施	時期		備考
総合訓練	おおむね	月	月	
部分訓練	おおむね	月	月	
その他の訓練	おおむね	月	月	

- (2) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施に当たらせる。
- (3) 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」を所轄消防署へ提出する。

2 訓練時の安全対策

訓練指導者は_____とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

時 期	内 容
訓練実施前	① 訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。 ② 事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判 断した場合は、必要な指示をし、又は参加させない等の措置を講じる。
訓練実施時	① 訓練指導者は、安全を管理する者を訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者等を安全管理上必要な箇所に配置して、各操作及び動作の安全を確認する。 ② 訓練実施時において、使用資器材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じる。
訓練終了後	訓練終了後の使用資器材収納時についても、十分に安全を確保させる。

3 訓練の実施結果

防火管理者は、自衛消防訓練終了後訓練の実施結果について検討するとともに、「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、以後の訓練に反映させるものとし、防火管理維持台帳に綴じて、訓練を行った日から3年間保管する。

第9 震災対策

1 震災に備えての事前計画

管理権原者等は、震災に備えて、次の対策を行う。

官理権原有等は、長灰(対策)	内容
	別表3「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」の担当区
任務分担 	域に準じて、区域ごとに点検・検査の任務を行う。
	第3、2に定める火災予防のための自主的な点検・検査と同時に
点検・検査	行い、その結果、不備を確認した場合には、即時改修する等対策
	を図る。
	別表4-1「自主検査チェック表(火気関係)」、別表4-2
	「自主検査チェック表(閉鎖障害等)」により行う。
口带上协 (左口)	① 火災発生のおそれのある箇所(火気関係)と防火戸等の閉鎖
日常点検(毎日)	障害及び消防用設備等の操作障害(閉鎖障害等)を確認する。
	② 火気設備・器具の周囲に、転倒・落下のおそれのある物品や
	可燃物を置いていないことを確認する。
	別表5「自主検査チェック表(定期)」、別表6「自主点検チ
	ェック表(消防用設備等)」により行う。
 定期点検	① 安全な避難の確保のため、避難施設や防火設備を点検し、安
佐朔点機 (年に2回以上)	全な状態を確保する。
(平に2四以上)	② 建築物とこれに付随する工作物(看板等)を点検し、倒壊、
	転倒、落下防止措置を行う。
	③ 消防用設備等の点検を行う。
	別表8「家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェッ
	ク表」により行う。
随時点検	事務室内、倉庫、避難通路、出入口等の書架、物品棚、複写機
(随時)	等の家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止の措置を行う。
	▲危険物、毒物、高圧ガス等の貯蔵・取扱場所の点検及び転倒、
	落下、浸水等による発火防止措置と送油管等の点検を行う。
消火器等の準備と適	 法令基準に基づき消火器等を設置し、適正に維持管理する。
正管理	
資器材・非常用物品の	地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材と非常用物品
準備と点検整備	を確保し、定期的に点検整備を行う。
 危険実態の把握	東京都が作成、公表する「地震の被害予測」や、区市町村が作
72/70/72/	成する「ハザードマップ」等を定期的に確認する。
安全避難の確保と点	① 在館者が建物から安全に避難できるように、避難施設及び防
検	火設備を点検し、安全な状態を確保する。
	② 避難場所を確認し、避難方法等の手段を検討する。
周辺地域との連携	周辺地域の事業所や住民等との連携・協力に努める。
↓応援協定が締結されて	
いる場合	応援協定を締結した事業所と合同で訓練を実施する。
▲応援協定に基づく	
訓練	「佐口、肝、肝、、肝、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
従業員への教育・訓練	「第5 防火・防災教育」、「第8 訓練」の実施にあわせ、
	従業員に対し地震時の対応方法等の教育・訓練を行う。

① 警戒宣言が発せられた旨等を事業所内の者に伝達する。 警戒宣言が発せられ ② 自衛消防隊は、警戒宣言が発せられた場合は、別表7に定める た場合等の措置 任務を行う。 ③ 火気使用を禁止し、施設・設備の点検を行う。 従業員との連絡手段 通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、従業員との連 の確保 絡の手段や手順をあらかじめ定めておく。 震災時における従業員の安否確認者(班)及び安否確認手段は、 次のとおりとする。 確認者(班) 優先順位 確認手段 従業員の安否確認 第1 第2 第3 従業員は、震災時における家族との安否確認手段を日頃から家 家族との安否確認手 族と話し合い、複数の連絡手段(携帯電話用災害用伝言板・SN 段の確保 S・災害用伝言ダイヤル(171)等)を確保し優先順位を決め ておく。 ① 公共交通機関が運行を停止し、当分復旧の見通しがない場合 は、帰宅困難者の発生による混乱防止のため、従業員等に「む やみに移動を開始しない」ことを周知する。 ② 従業員等が安全に待機できる場所(施設内待機場所)を確保 する。 施設内待機場所: ③ 従業員等の施設内待機を維持するために、3日分の飲料水、 食料その他必要な物資(備蓄品)を備蓄する。 なお、エレベーターの停止に備え、備蓄品の保管場所は分散 させる。 また、従業員以外の帰宅困難者用に、従業員用の備蓄の10% 程度を余分に備蓄する。 (備蓄場所と備蓄品・・・別表9のとおり) 従業員等の一斉帰宅 ④ 従業員、在館者等に要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児、妊 の抑制 婦、外国人等) が含まれている場合を考慮し、次の措置を講じて おく。 対象等 具体的な準備品等 高齢者・障がい者 妊婦・乳幼児 外国人 ⑤ 従業員の徒歩による帰宅経路を把握し、グループ毎の時差退 社計画を作成しておく。 (時差退社計画表・・・別表10のとおり) 鉄道等交通機関の運行の情報、余震、津波等の発生危険に関す 帰宅困難者対策 る情報の把握に努め、館内放送等を活用して従業員等に適宜伝達

する。

PDCAサ	イクルの
実施	

訓練等の結果確認と検証を行い、震災に備えての事前計画を見 直し改善する取組み (PDCA (計画→実行→検証→改善) サイ クル) を取り入れる。

2 震災時の活動計画

管理権原者等は、震災発生時には、次により活動、措置等を行う。

	及発生時には、次により活動、措置等を行う。 内容
項目	① 火災時の自衛消防隊編成(第7A「事業所自衛消防隊の編成と任務」
電巛吐のK改八扣	又は第7B「防火対象物自衛消防隊の編成と任務」で組織した隊)に
震災時の任務分担	よる活動を原則とする。 ② この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は、担当を増強、
	② この構成では対応が困難な場合、自衛相関隊長は、担当を増強、 移動するなどの対応により効果的な自衛消防活動を行わせる。
	① 緊急地震速報の受信方法とその場合の行動について従業員等に周 知しておき、有効に活用する。
緊急地震速報の活用	7. 5 1. 6 1. 14.77
	② 緊急地震速報を受信した場合、周囲の状況に応じて、自身の身の
	安全を確保する。
	① 火気設備・器具付近にいる従業員等は、身の安全を確保し、揺れ
出火防止対策	がおさまった後、電源、燃料等の遮断等を行う。
	② 二次災害の予防のため、建物や火気設備・器具、危険物施設等に
たのない カートフ 町 た	ついて点検を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。
危険物等に対する緊急	危険物、毒物、高圧ガス等の流出又は漏えいが発生した場合は、自 (佐沙ははない) かけば 関スの体関係 表に まぬ ナス
措置	衛消防隊により応急措置を行い、消防機関その他関係者に連絡する。
初期消火	火災発見者は、周囲の者に大声で知らせ、任務分担に基づく活動を
	開始する。初期消火班は消防用設備等を活用し、初期消火を行う。
初期救助・救護	要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせ、周囲の者や救
	出救護班と協力して初期救助・救護を行う。
	① 別表 11「施設の安全点検のためのチェックリスト」により施設内
	の被害状況を確認する。
	② 災害関連情報等を収集し、施設周辺の被害状況等を確認する。
	③ 停電時を考慮した次の情報収集手段及び提供方法等に基づき、災
被害状況の確認	害関連情報及び公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、従業員
	へ提供する。
	情報収集手段・・・
	情報提供方法・・・
	非常用電源・・・・
施設内待機の判断	管理権原者は、施設内外の被害状況を把握し、施設内で待機できる
旭畝四付機の刊例	かを判断する。
施設内待機の指示	施設内待機が可能と判断された場合には、
ル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底する。
必要な情報の把握と	自衛消防隊長は、施設内外の状況を把握し、必要な情報を自衛消防
指示	隊員に周知徹底し、混乱防止のため在館者に適切な指示を行う。

避難場所等への誘導	施設の周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと 判断した場合は、東京都や市区町村からの一時滞在施設等の開設情報 等をもとに従業員等を誘導する。 火災・津波等の危険が予想される場合は、次の避難場所・方法に基づき、適切に避難を開始する。 避難場所: 避難方法:							
周辺地域と連携した活	管理権原者は、事前に周辺事業所と震災時の応援体制を図り、必要							
動の実施	に応じ、周辺地域の消火活動、救助・救護活動を行う。							
従業員の安否確認	安否確認者(班)は、事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに 従業員の安否確認を実施する。							
家族等の安否確認	従業員は、家族等の安否を確認し、安否確認者(班)に報告する。							
従業員の帰宅	災害状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、従業員等が安全に帰宅できるようになった場合は、別表 10「震災時における時差退社計画表」に基づき、方面別に集団で帰宅を実施する。							
▲その他必要な措置	▲津 波 対 策・・ 							

3 施設再開までの復旧計画

管理権原者等は、次の措置等を行う。

項目	内 容						
ガス、電気、上下水道、通	ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源や非常用物						
信等途絶時の対策	品等を活用し対応する。						
火気・電気に起因する二次	火気設備・器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使						
災害の発生防止	用禁止措置を行う。						
▲危険物に起因する二次災	危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移動又は						
害の発生防止	立入禁止措置を行う。						
	① 二次災害の発生に備えて、建築物、消防用設備等の使用可否						
 被害状況の把握	を把握するとともに、使用可能な消火器を安全な場所に集結し						
	ておく。						
	② 倒壊危険、火災危険等のある場合は、立入禁止の措置を行う。						
	① 復旧作業者に対する出火防止等の教育を徹底する。						
	② 復旧作業に伴う立入禁止区域及び避難経路を指定し、従業員						
復旧作業等の実施	その他防火管理業務に従事する者に周知徹底する。						
	③ 復旧作業をしながら建物を使用し事業活動を行う場合は、相						
	互の連絡を徹底し、監視を強化する。						

第10 その他の災害対策

※●1 大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防対策

項目	内 容
事前の備え	マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定
事 削り 帰 ん	期に点検・整備を行う。
	別表7A「事業所自衛消防隊の編成と任務」(又は別表7B「防
 自衛消防隊の編成と任務	火対象物自衛消防隊の編成と任務」)の編成と任務に準じる。
日神田別がりが一次で	この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は担当の増強、移
	動などの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
	通報連絡、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防
	護措置を行う。
	行政機関からの指示等に従うことを原則とする。
自衛消防隊の活動	行政機関からの指示等は、確実に収集できる体制をとり、指示等
	があった場合は、在館者に確実に伝達する。
	自己事業所で発生した場合を除き、原則として屋内にとどまり行
	政機関からの指示を待つ。

●2 大雨・強風等に係る自衛消防対策

項目	内 容							
	排水溝等の雨水排水施設を清掃、整備する。							
	落下危険のある工作物(看板等)の除去、固定措置を図る。							
	ハザードマップ等を定期的に確認し、自己防火対象物の存する地							
事前の備え	域の水害に対する危険実態の把握に努める。							
	停電時等に正しい情報が入手できるようラジオ等を備えておく。							
	止水板、土のう、排水ポンプ等の水災害に対応する資器材を定期							
	的に整備、点検する。							
	別表7A「事業所自衛消防隊の編成と任務」(又は別表7B「防							
 自衛消防隊の編成と任務	火対象物自衛消防隊の編成と任務」)の編成と任務に準じる。							
	この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は担当の増強、移							
	動などの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。							
	大雨洪水警報の発令等、災害発生危険が高まった場合							
	・建物内外の定期巡回							
	・屋外に通じる窓、扉の閉鎖							
自衛消防隊の活動	道路の冠水等、地下部分への浸水危険がある場合							
	・資器材の点検、排水ポンプの作動確認							
	・地下部分への立入制限							
	・エレベーターの使用制限							

●3 受傷事故等の自衛消防対策

項目	内 容							
東帝の供え	① 従業員の救命講習の受講等の促進を図る。							
事前の備え	② 応急救護資器材を配置し、定期的に点検・整備を行う。							
	別表7A「事業所自衛消防隊の編成と任務」(又は別表7B「防							
 自衛消防隊の編成と任務	火対象物自衛消防隊の編成と任務」)の編成と任務に準じる。							
日神田別がり帰収で	この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は担当の増強、移							
	動などの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。							
	① 傷病者のそばにいる者は、応急手当を行う。							
	状況により病院へ搬送又は救急車の要請(119番通報)を行							
	う。							
自衛消防隊の活動	② 応急救護の知識・技術を持った者がいる場合は、応援要請を行							
	う。							
	③ 人員に余裕のある場合、玄関等から救急隊を、現場へ誘導する。							
	④ 救急隊到着後は、救急隊員の指示に従う。							

● 4 その他の自衛消防対策

(1) ガス漏えい事故対策

ガス漏れを確認した場合は、自衛消防隊長は直ちにガス会社及び消防機関へ通報し、在館者に対し放送設備等を活用して火気及び電気の使用禁止と避難を指示する。

(2) 停電発生時の出火防止対策

停電が発生した場合は、停電復旧後の出火防止のため、電熱機器等の電源スイッチを切りコンセントを外す。

第11 その他

↓従業員に周知するために掲示、活用する場合

▲ 1 消防計画概要

防火管理業務の全体を把握するため、別添え 消防計画概要を防災センターや事務室等の見や すい場所に掲示し、従業員への周知に活用する。

防火・防災管理業務の一部委託状況表

年 月 日現在

1	手受託	者の有無				□無	₩ □-	一部有	口全	全部					
防火・防災管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕										「委託する 氏名及び		:			
所電〔教〔講	事務所不言。	名 称) 所 在 地) 任 (電話番号) 在 番 日 号 当者氏名] 計 画]	of John with Mr. The		NI V		1		再受	を託者の	防火	:• 阞	5災管理:	業務の資	範囲・方
受訊 ———	と者の		災管理業務の範 				記のと	おり	i	こついて			りとおり		
	koko	□ 避難又は	:業務(火気使用 は防火上必要な構 5災設備等の監視	毒造及ひ	設備の					同左 同左 同左					
常	範	□ 火災、地	震その他の災害	言等が発	生した	た場合の自領	新消防	活動		同左					
1824		口 火災	□地)			同左			同左		同左
駐	囲	□ 初期消火□ 通報連絡		難誘導 の他(救出・応)	急救護	THE COLUMN		同左 同左			同左 同左		同左
方		□ 自衛消防 □ その他	5訓練指導 ()						同左その他	. ()
式		常駐	場所							C 17 E					/
1	方	常駐	人 員												
	法		く対象物の区域												
		= 1 11 1	る時間帯	かまって	\ E+\ 4	۲۰ ۱۶۱									
		□ 避難又は	:業務(火気使用 は防火上必要な構 5災設備等の監視	毒造及ひ	設備の					同左 同左 同左					
巡	範	□ 火災、地	2震その他の災害	言等が発	生した	た場合の自行	新消防	活動		同左					
日		□ 火災	□ 地震			その他()			同左			同左		同左
	囲	□ 初期消火□ 通報連絡				救出・応急	急救護)			同左 同左			同左 同左		同左
方		□ 自衛消防 □ その他	5訓練指導 ()						同左その他	. ()
式	方	巡回	回 数							C 12 E	. \				
	<i>万</i> 	巡回	人員												
	法	l	k対象物の区域 る 時 間 帯	 											
			5災設備等の遠隔	· 聽視・	操作	業務				同左					
遠		□ 火災、地	震その他の災害	言等が発	生した	た場合の自行	新消防	活動		同左					
隔隔	範囲	口 火災	□ 地震] その		#+			同左			同左		同左
移		□ 初期消火□ 通報連絡			」 救旨	出・応急救詞)	隻			同左 同左			同左 同左		同左
報		□ その他	()						その他	()
方		現場確認要	員の待機場所												
式	方法	ļ	要時間	ļ					ļ						
		ŀ	<対象物の区域 る 時 間 帯												

▲別表2(防火・防災管理業務の一部を第三者へ委託している場合)

防火・防災管理業務一部委託契約書等の内容チェック表(管理権原者の自己チェック表)

		作	成	す	る	内	容	チェック欄
1	名称・所在							
2	委託業務範囲等							
	(1) 範囲(全部、階数	汝、一部等)						
	(2) 業務(一括、防災			設備、	清掃、駐耳	車場等)		
	(3) 契約期間					<u> </u>		
	(4) 受託者に防火管理	里上の権限を	を付与する。	こと。				
3	受託者の厳守事項		2100					
	(1) 契約内容を遵守す	けること。						
	(2) 消防法令に基づく		ギマは防火	防災管	理者の指揮	軍 命令に	 従うこと	
	(3) 消防計画に基づる			D3 2 C E	-T D -> 1D 1	+/ FI 14 (C)	M / C C 0	
	(4) 消防関係法令並び			スァレ				<u> </u>
	(5) 勤務日報の記録			2 C C o				
4	勤務体制等	XU HKII Z	7 2 - C 0					
4	(1) 方法(常駐、巡回	司 遺隔移劫	8年)					
				*** + 日. 〒 C 本**	.)			
	(2) 常駐場所(防災 ¹ (3) 時間、人数、巡回			茂物[7] 守)			
	}		目別安时间					
	(4) 休日、夜間の体制 (5) 消防用設備等の国		マルの凱	꾸				
	(6) 資格保有者数(目				カー面呂書	並337次)		
_								
5	受託会社の行う派遣位		7火• 的火车	义育、 訓	裸の夫他性	2刑		
	(1) 教育担当者の配置 (2) 教育担当者による		+.1. 7+(()	₩ ☆ ≥□	(4+ c++-/L)	口 (松太三)		
_		の計画的化り	万 火• 的 火 *	钗 月 、 訓	株夫旭认(九 (教育計)	쁴寺 /	
6	出火防止業務	느 무슨 무슨 무슨 무슨 무슨	U4 7hr					
	(1) 火気使用箇所の原	ス使寺監倪 ラ	を サンス・ナレー	フロエ	#- 1771			T
	ア 喫煙禁止場所	における遅	及石に対す	る足上が	自直			
	イ 火気使用設備		検及いカス	の閉鎖に	大沉催認			
	ウ吸殻処理状況							
	(2) 周囲の可燃物の管		A 11. 111 4# 1		(-)	#4- ∞ 4π 2 Π1\		
	ア放火防止対策				された可燃	物の処理)		
_	イリネン室、倉				em .			
7	避難又は防火・防災上							
	(1) 避難施設(非常に					月燕		
	(2) 防火戸・防火シュ							
	(3) 消防用設備等の管					た私士 ニナ	۸	
	(4) その他防災設備等				<u> </u>	作期表示を	百む。)	
_	(5) 建物、施設等の研究				アナンブ 壬L			L
8	火災、地震その他の災			フ日 (年) (日)	奶			T
	(1) 自衛消防隊の編成(2) 11(4) (2) (1) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4			t14L± −	<i>か</i>	r∨ ⊟ \		
	(2) 火災の発見(人自							
	(3) 火災状況の把握					メ果)		
	(4) 消防機関への通報 (4) 常数 (4) 第 (4)					h /士田林	д. \	
	(5) 避難誘導(非常)				エレベーク	y 一使用祭_	<u>IE)</u>	
	(6) 初期消火(消火器				b out	~ (= 4 ×	を世界と のでなる 1 1 (幸 1) 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
							接難階への呼び戻しと停止)、排煙設 (2)、防火戸閉鎖等(防火戸、	
					一寺の件処	((2) 胜数/、例外尸团颇奇(例外尸、	
	防火ダンパー等の				アンドエ手	县 (仁)		
	(8) 消火設備の起動						の《字ᄷ (、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	
	(9) 火災以外の地震を			サツ指直	、(山地農、	山ての他(の災害等())	
	(10) 警戒宣言が発せる 自衛消防訓練の実施	04いに場合(ソ拒追					L
9	r	/ 占 伊のかが十つ	明年の中午					Γ
	(1) 消防計画に基づく		川㈱の美施					
	(2) 自衛消防訓練指導	导百						<u> </u>
10	その他	I # >/// 🖂						
	(1) 定期的な建物内タ		<i>x</i>					
<u> </u>	(2) その他防火管理」							
11	再委託をする場合の契	料内容等の	確認					

[※] 契約書等の中に受託者に行わせる一部委託内容が盛り込まれているかどうか、該当する項目をチェックする。

別表3

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項 〔百貨店等の記載例〕

管理権原者	管理権原者 役職・氏名					担	当	者	0	任	務	
防火管理者	役職・氏	:名			7+ 1. 55 rm +/.	・当該施設の防火管	理業務の統	括責任者				
防火担当	首責任者	火元責	任者		防火管理者	・防火担当責任者と	:火元責任者	に対し指導	尊監督を行う	0		
担当区域	氏 名	担当区域	氏	名	けし担いまなせ	担当区域の火災予	防について	責任を持つ	っとともに、	火元責任者	音に対し指	i 導監督を行う。
					防火担当責任者	・防火管理者の補佐	三を行う。					
					ルニキバネ	・担当区域の火災予	防について	、「自主検	査チェックま	長」などに基	基づきチュ	エックし、防火管理者に報
					火元責任者	告する。						
						従	業員	の	注 意	事	項	
					1 消火器、屋内	羽消火栓などが設置して	ある場所や陥	段、通路、	出入口などの	の周囲には、	物品を置か	ないこと。
					2 防火戸の付近	丘には、閉鎖の障害とな	る物品を置か	ないこと。				
					3 火気設備・器具の周辺には、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。							
					4 休憩室、事務	8室などから最後に出る	人は、必ず少	くの始末をす	·ること。			
					5 従業員、職員	員等の喫煙は、指定され	た場所で行い	、必ず吸殻	入れを用いて	「喫煙するこ	と。	
					6 死角となる順		どに燃えるも	のを置かな	いこと。			
					7 危険物品等を	使用するときは、防火	.管理者の承認	忍を得ること	•			
					8 異常事態が発	ě生したときは、必ず防火管理者に報告すること。						
					9 喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分するこ							
					と。							
					10 建物内外の割	整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。						
					11 電気、ガスな	よどの火気使用設備器具	のスイッチを	:切り、各室	の安全を確か	いめた後に施	錠すること	- 0
					12 火元責任者に	2 火元責任者は、担当区域の火気の状況を責任を持って管理すること。						
					13 その他							

自主検査チェック表 (火気関係)

月

	検査実施者					担当区域		
				検査	項	目		
		ガス関係	電気関係	裸火関係	喫煙管理	火の元		放火防止
日	曜日							
Н								
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
(備:	- 考) オ	<u>.</u> 下備欠陥がある場	合には、直ちに	こ防火管理者に報告	する。	74 [. 74.77	ζ ///	
(凡))…良 ×…不				防火・防災		
						確認	3	

別表 4-2

自主検査チェック表 (閉鎖障害等)

実	施責任者			担当範囲		
	実 施	日 時				
美	医施項目	確認箇所	チェック状況	チェック状況	チェック状況	チェック状況
避難障害						
障害						
閉						
閉鎖障害						
害						
操						
操作障害等						
等等						
	備	考				
美	E施責任者			担当範囲		
美	逐施責任者 実 施	日時		担当範囲		
		日時確認箇所	チェック状況	担当範囲	チェック状況	チェック状況
	実 施		チェック状況		チェック状況	チェック状況
3	実 施		チェック状況		チェック状況	チェック状況
3	実 施		チェック状況		チェック状況	チェック状況
	実 施		チェック状況		チェック状況	チェック状況
3	実 施		チェック状況		チェック状況	チェック状況
3	実 施		チェック状況		チェック状況	チェック状況
避難障害	実 施		チェック状況		チェック状況	チェック状況
避難障害	実 施		チェック状況		チェック状況	チェック状況
3	実 施		チェック状況		チェック状況	チェック状況
避難障害閉鎖障害	実 施		チェック状況		チェック状況	チェック状況
避難障害閉鎖障害	実 施		チェック状況		チェック状況	チェック状況
避難障害閉鎖障害	実 施		チェック状況		チェック状況	チェック状況
避難障害	実 施		チェック状況		チェック状況	チェック状況
避難障害閉鎖障害	実 施		チェック状況		チェック状況	チェック状況

(凡例) ○…良 ×…不備·欠陥 ⊗…即時改修

管理者確認

自主検査チェック表 (定期)

		日土快宜ナエック衣(正朔)	松木仕田						
	/1\	実 施 項 目 及 び 確 認 箇 所 基礎部	検査結果						
	(1)	上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。							
	(2)	土 部の特担体に影響を及ばすような化ド・関さ・000割40・人間寺がないか。 柱・はり・壁・床							
	(2)	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。							
7-1-	(3)	天井							
建	(3)	仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。							
	(4)	窓枠・サッシ・ガラス							
物	(-1)	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、							
	著しい変形等がないか。								
構		外壁 (貼石・タイル・モルタル・塗壁等)・ひさし・パラペット							
	(0)	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り							
造	4	等が生じていないか。							
		屋外階段							
	(0)	各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・劣化等はないか。							
	(7)	手すり							
	(*)	支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部にゆるみ・浮きがないか。							
		外壁の構造等							
	(1)	外壁の耐火構造等に損傷はないか。							
防		防火区画等							
		① 防火区画等の壁、天井等に破損がないか。							
火		② 自動開閉装置 (ドアチェック等) 付の防火戸・防火シャッターが完全に閉まるか。							
上		[確認要領] ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。							
Ø		○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動によ							
	(2)	り外し自動的に閉鎖するのを確認する。							
構		③ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。							
造		⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。							
		⑤ 防火区画の防火設備に近接して、延焼の媒介となる可燃性物件を置いてないか。							
		⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。							
		廊下・避難通路							
		① 大型原見が専用をレインスよ							
	(1)								
		② 火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。							
		③ 床面は、避難に際し、つまづき、すべり等が生じていないか。							
		階段							
		① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。							
	(2)	② 階段に敷物の類は敷かれていないか。(面積が2㎡以下のもの、防炎性能を有するも							
避	\ _ /	のを除く。)							
難施		③ 火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。							
設		④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。							
等		避難口・主たる通路に設ける戸							
1		① 次の出入口に設ける戸は、容易に開放できる外開き戸であるか。(劇場等以外で支障							
		のないものは内開き可能)							
	(3)	ア 屋内から直接地上に通ずる出入口及びその附室出入口							
	(0)	イ 避難階又は地上に通ずる直通階段及び附室の出入口							
		ウ 非常の際避難専用とするために設けた出入口							
		② ①の戸を開放した場合に廊下、階段等の幅を有効に確保できているか。							
		③ ①の戸の開閉に支障となる障害物がないか。							
	(4)	消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。							
		厨房設備(コンロ、レンジ、フライヤー等)、給湯器等							
火		① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。							
八 気設備		② ガス配管等は、亀裂、劣化、損傷していないか。							
設備	(1)	③ 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び							
•	(1)	排気ダクトは、清掃されているか。							
器		④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。							
具		⑤ 煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離							
		が保たれているか。							

		暖屋器旦(ガススト	一ブ、石油ストーブ等)				
	(2)		、適正に機能するか。	,				
	\ <u>_</u> /	<u> </u>	理整頓されているか。					
示		変電設備						
電気	(4)	 電気技術主任者 						
設	(1)	② 変電設備の周囲						
備		③ 変電設備に異音						
•		電気器具						
器	(2)	① タコ足の接続を	行っていないか。					
具		② 許容電流の範囲	内で電気器具を適正に	使用しているか。				
危		少量危険物貯蔵取扱	所					
/ 🗠		① 標識は掲げられ	ているか。					
		② 掲示板(類別·						
険	(1)	③ 換気設備は適正	に機能しているか。					
	(1)	④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。						
物		⑤ 整理清掃状況は	適正か。					
120			あふれ、飛散はないか。					
		⑦ 屋内タンク、地	下タンクの場合に、通	気管のメッシュに亀裂等は	ないか。			
施		指定可燃物貯蔵取扱	所					
	(2)	① 標識は掲げられ	ているか。					
⇒πı	(2)	② 貯蔵取扱所周辺	に火気はないか。					
設		③ 整理整頓(集積)の状況は良いか。					
備	±.							
1/用	与							
	I.A	+ 	IA + 1+ 1+ 1		IA + + + IA = =	防火・防災		
	(灰)	查実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	管理者確認		

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。 実施しない設備、確認箇所は斜線とする。

(検査結果の凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗

自主点検チェック表 (消防用設備等)

	目土点検ナエツク表(月防用設備寺 <i>)</i>	
実 施 設 備	確 認 箇 所	点検結果
	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
消火器	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
年 月 日実施)	(4) ホースに変形、損傷、劣化等がなく、内部に詰まりがない	
	か。	
屋内消火栓設備	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
泡 消 火 設 備	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
(移動式)	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
(年 月 日実施)	(4) 表示灯は点灯しているか。	
	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
スプリンクラー設備	(3) 送水口の変形及び操作障害はないか。	
(年月日実施)	(4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。	
	(5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など)	
水噴霧消火設備	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
(年月日実施)	(3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
次 冰 , □ =□ /#		
泡 消 火 設 備	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	
(固定式)	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
(年月日実施)	(3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安	
	上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装	
不活性ガス消火設備	置)	
ハロゲン化物消火設備	(2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火	
粉末消火設備	設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設	
(年月日実施)	けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
屋外消火栓設備	(2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表	
(年 月 日実施)	示されているか。	
	(3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。	
動力消防ポンプ設備	(2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがない	
(年月日実施)	か。	
1 万 日天旭)		
	(1) 表示灯は点灯しているか。	
白新山、巛土印加州		
自動火災報知設備	 	
(年月日実施)	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
	(1) 表示灯は点灯しているか。	
ガス漏れ火災警報設備	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
(年月日実施)	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更	
	等による未警戒部分がないか。	
	4)ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
漏電火災警報器	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等	
(年月日実施)	で固着していないか。	
	(1) 表示灯は点灯しているか。	
非常ベル		
年 月 日実施)	(2) 操作上障害となる物がないか。	
7 月 月天旭)	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	

放 送 設 備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認	
避 難 器 具 (年 月 日実施)	 (1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具のりにくくなっていないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部かないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要なられているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。 	Bをふさいで
誘 導 灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていた(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー視認障害となっていないか。(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等つ適正な取り付け状態であるか。(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	一等があって、
消 防 用 水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。(2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動路が確保されているか。(3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少か。	
連 結 散 水 設 備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がな 送水活動に障害となるものがないか。(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、物がないか。	
連 結 送 水 管 (年 月 日実施)	 (1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がなど水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の値となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がな関に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。 	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	 周囲に使用上障害となる物がないか。 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に厚きるか。 表示灯は点灯しているか。 	尾の開閉がで
備考		P+ 1. P+ ((
<u> </u>	実 施 者 氏 名	防火・防災管理者確認

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。 実施しない設備、確認箇所は斜線とする。

(点検結果の凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

事業所自衛消防隊(防火対象物地区隊)の編成と任務(編成表)

	消防隊編成表 (带	>)	
事	業 所 自 衛 消 防 隊 長		地区隊	地区隊長
管	隊長の代行者兼副隊長 代行者 1 代行者 2	通報連絡(情報)班 (名) 班長 班員	通報連絡(情報)班 (名) 班長 班員	通報連絡(情報)班 (名) 班長 班員
権	通報連絡(情報)班 (名) 班長 班員	初期消火班 (名) 班長 班員	初期消火班 (<u></u> 名) 班長 班員	初期消火班 (<u></u> 名) 班長 班員
者	初期消火班 (<u></u>	避難誘導班 (名) 班長 班員	避難誘導班 (名) 班長	遊難誘導班 (名) 班長 班員
	避難誘導班 (名) 班長 班員	応急救護班 (名) 班長 班員	応急救護班 (名) 班長 班員	応急救護班 (名) 班長 班員
	応急救護班 (<u></u> 名) 班長	安全防護班 (<u></u> 名) 班長 班員	安全防護班 (名) 班長 班員	安全防護班 (名) 班長 班員
	安全防護班 (<u></u> 名) 班長 班員			

別表7A-②

事業所自衛消防隊の編成と任務(資格管理表)

	配	置	等		職名・氏名		保	有	資	格	等	特	記	事	項
管	理	権	原	者											
						事	業所	本	部隊						
事 業	所自	衛	消防	隊 長											
事 業	所 自 征	衛消	第 1	順 位)											
防隊上	長の代	行者	第 2	順位)											
白衛	: 消 ()	; 技 ;	術 認	定者											
口門	111 197	7 12	און דיירי	儿 伯											
							地		区	隊					
白 街	当は	; 技 ;	徐 靱	定者											
口門	111 197	7 12	און דיירי	儿 伯											
							地		区	隊					
白 街	当は	; 技 ;	徐 靱	定者											
口門	111 197	7 12	און דיירי	儿 伯											
					_				区	隊					
自衛	消防	技	術 認	定 者											

↓自衛消防活動中核要員が必要な場合

★▲全体についての消防計画に定める自衛消防活動中核要員の割当

地区中核要員の割当人数	本部中核要員の割当人数
名	<u></u> 名

- ※1 本表を新規に作成した場合又は変更した場合は、防火対象物自衛消防隊長に本表の写しを提出すること。
- ※2 [自衛消防技術認定者]:自衛消防技術認定証の交付を受けている者 [自衛消防業務講習修了者]:自衛消防業務講習の課程を修了した者
- ※3 特記事項欄には、事業所自衛消防隊長が防火・防災管理者の場合はその旨、代行者の代行可能時間帯、中核要員指定者等の内容を記入すること。

別表 7 A—③

事業所自衛消防隊の編成と任務(任務表)

事業所本部隊及び事業所地区隊の任務

		班			災害等発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の組織編成	警戒宣言等が発せられた場合の任務		
2番;	通報連絡(情報)班		巨去口) コ	sir	1 消防機関への通報及び通報の確認	通報連絡(情報)担当は、情報収集担当として	テレビ、ラジオ等により情報を収集する。		
			红	2 関係者への連絡(緊急連絡一覧表による。)	編成する。				
初	刀 期 消 火 琲	· 到	1 出火場所への急行	初期消火班は、点検担当として編成する。	担当区域の転倒、落下防止措置を講ずる。				
197	机 期 捐 火 址		归	2 消火器等による初期消火					
					1 出火時における避難者の誘導	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	本部の指揮により、避難誘導を行う。		
避	難	誘	導 3	妊	2 負傷者及び逃げ遅れた者の確認				
处工	天比	17/5	. →	91.	3 非常口の開放並びに開放の確認と避難障害物				
					品の除去				
					1 応急救護所の設置	応急救護班は、応急措置担当として編成する。	危険箇所の補強、整備を行う。		
応	急	救	護	旺	2 負傷者の応急処置		救出資器材等の確認を行う。		
心	心	100	改 .	归	3 救急隊との連携、情報の提供				
					4 逃げ遅れの救出				
#:	\triangle	rt:	## :	sir	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、	安全防護班は、点検担当として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。		
女	安全 防護 現		红	防火シャッターの操作					

防火対象物自衛消防隊の編成と任務(編成表)

地区隊 地区 水	(防火対象物本部隊>	<防火対象物地区隊>		
	防火対象物自衛消防隊長 (統括管理者)			地区隊
班員 近急救護班 (兼副隊長 通報連絡(情報)班 (名) 班長 班員 初期消火班 (名) 班長 班長 班員 遊難誘導班 (名)	班長 班員 初期消火班 (名) 班長 班員 避難誘導班 (名) 班長 班長	班長 班員 初期消火班 (名) 班長 班員 避難誘導班 (名) 班長	初期消火班 (名) 班長 班員
	班員	班長 班員 安全防護班 (名) 班長	班長 班員 安全防護班 (名) 班長	班長 班員 安全防護班 (名) 班長

防火対象物自衛消防隊の編成と任務(資格管理表)

※(自衛消防組織及び自衛消防活動中核要員の配置が必要な対象物の場合)

防災センター (該・否) 防火管理技能者選任 (該・否) 名

自衛消防活動中核要員(条則第11条の5)の必要算定人員 名 必要担当区域数 自衛消防組織(法第8条の2の5)(該・否) 有 資格 等 職名・氏名 特 記 事 項 理 権 原 防火対象物本部隊 防火対象物自衛消防隊長 (第1順立) 防人対象物自衛消防隊長の代行者 (第2順分) 自衛消防業務講習修了者 自衛消防技術認定者 (本部中核要員必要人員 名) 地区中核要員担当区域 自衛消防技術認定者 (地区中核要員必要人員 名) 地区中核要員担当区域 自衛消防技術認定者 (地区中核要員必要人員 名)

- ※1 本表を新規に作成した場合は自衛消防組織設置届にその写しを添付し、本表に変更があった場合は、変更の都度、管轄消防署へその変更内容を連絡すること。
- ※2 [自衛消防技術認定者]:自衛消防技術認定証の交付を受けている者 [自衛消防業務講習修了者]:自衛消防業務講習の課程を修了した者
- ※3 特記事項欄には、事業所自衛消防隊長が防火管理者の場合はその旨、代行者の代行可能時間帯、中核要員指定者等の内容を記入すること。
- ※4 一部委託先従業員の場合、特記事項欄に派遣元事業所名を記入すること。

別表7B—③

防火対象物自衛消防隊の編成と任務(任務表)

1 防火対象物本部隊の任務

	タノへバ 3ペヤル プロドル・フ 1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1							
班	災害等発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の組織編成	警戒宣言等が発せられた場合の任務					
通報連絡(情報)班	1 消防機関への通報及び通報の確認 2 館内への非常放送及び指示命令の伝達 3 関係者への連絡(緊急連絡一覧表による。) 4 災害状況(火災発生場所・焼損物の特定・延焼状況・損傷等の状況等)の情報収集 5 逃げ遅れた者・負傷者等の情報収集 6 防火対象物地区隊への情報収集 7 防火対象物地区隊との連絡調整、指示命令 8 消防隊の誘導及び消防隊への情報提供	通報連絡(情報)班は、情報収集担当として編成する。	1 報道機関等により警戒宣言発令等に関する情報を収集し、防火対象物自衛消防隊長に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資器材の確認をする。 5 在館者の調査 6 その他					
初期消火班	1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業 に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐	初期消火班は、点検措置担当として編成す る。	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講じる。					
避難誘導班	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避 難誘導を行う。					
応 急 救 護 班	 応急救護所の設置 負傷者の応急処置 救急隊との連携、情報の提供 逃げ遅れた者の救出 	応急救護班は、情報収集担当として編成する。	上記の通報連絡(情報)班の任務と同様のほか、救出資器材等の確認をする。					
安全 防護班	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置	安全防護班は、点検措置担当として編成する。 る。	上記の初期消火班の任務と同様とする。					

2 防火対象物地区隊の任務

	班			災害等発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の組織編成	警戒宣言等が発せられた場合の任務				
1里4	通報連絡(情報)		主土口 \ 工厂		防火対象物本部隊への通報連絡及び隣接する	通報連絡(情報)担当は、情報収集担当とし	テレビ、ラジオ等により情報を収集する。			
地			功工	他の防火対象物地区隊への連絡	て編成する。					
≱п	初期消火		火 班		消火器等による初期消火及び本部隊初期消火	初期消火班は、点検担当として編成する。	担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。			
197			八	1)1	班の誘導					
避	難	誘	導	班	出火時における避難者の誘導	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	本部の指揮により、避難誘導を行う。			
K	応 急 救		護	班	救出及び負傷者に対する応急処置	応急救護班は、応急措置担当として編成す	危険箇所の補強、整備を行う。			
心心				護	픊	丧	丧	謢	護	垃
#	安全防		護	⇒ #±	÷#: -	7+ =# r!	班	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、	安全防護班は、点検担当として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。
女				巧工	防火シャッターの操作					

家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック表



	実施日		検査乳	尾施者				
			項	目				点検結果
1	背の高い	家具を単独で置いていた	いに					
2	安定の悪い	い家具は背合わせに連絡	昔している					
3	壁面収納	は壁・床に固定している	, 5					
4	二段重ね	家具は上下連結している	, 5					
5	ローパー	ティションは転倒しにく	(い「コの字型」	「H型」のレイ	アウトに	し、床に固定し	ている	
6	OA機器	は落下防止してある						
7	引出し、原	扉の開き防止対策をして	こいる					
8	時計、額額	椽、掲示板等は落下した	いように固定し	ている				
9	ガラスに	は飛散防止フィルムを則	占っている					
10	避難路に何	到れやすいものはない						
11	家具、じゅ	すう器等の天板上には物	かを置いていなし	١				
12	収納物が	はみ出たり、重心が高く	なっていない					
13	危険な収締	納物(薬品、可燃物等)	がない					
14	デスクの	下に物を置いていない						
15	引出し、原	扉は必ず閉めている						
16	16 ガラス窓の前に倒れやすいものを置いていない							
17	コピー機に	は適切な方法で転倒・科	多動防止対策をし	ている				
	実施	・欠陥がある場合には、 しない項目は斜線とする シ ×…不備・欠陥			,	防火·防災 管理者確認		

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄

備蓄場所		備蓄品 /日の備蓄量)	人/3日分の備蓄量
	A 161 F	アルファ化米(3食分)	
	食料品	乾パン(1缶)	
	At abit 1.	缶詰(3缶)	
	飲料水	ミネラルウォーター(3リットル)	
	北东东 走港口华	消毒液	
	救急医療薬品類	ばんそうこう	
		風邪薬簡易ベッド	
		簡易間仕切り壁	
		乳幼児用食品	
	要配慮者用	粉ミルク	
		哺乳器	
PALEA		車いす	
階		毛布・保温シート等(1枚/人)	
		簡易トイレ	
		敷物・ブルーシート等	
		携帯ラジオ	
		懐中電灯	
		乾電池(単1から単4)	
		使い捨てカイロ(3個)	
	7 0 11 0 14 1/2	ウエットティッシュ	
	その他の物資	非常用発電機	
		工具類	
		ヘルメット	
		軍手	
		地図(1都3県)	
		拡声器	
## ## 18 =r		備蓄品	1/0日八の供茶目
備蓄場所		備蓄品 /日 <mark>の備蓄量</mark>)	人/3日分の備蓄量
備蓄場所			人/3日分の備蓄量
備蓄場所		/日の備蓄量)	人/3日分の備蓄量
備蓄場所	(1人分	/ 日の備蓄量) アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶)	人/3日分の備蓄量
備蓄場所	(1人分	/日の備蓄量) アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶)	人/3日分の備蓄量
備蓄場所	食料品	/ 日の備蓄量) アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶)	人/3日分の備蓄量 人/3日分の備蓄量
備蓄場所	食料品	/日の備蓄量) アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル)	人/3日分の備蓄量 人/3日分の備蓄量
備蓄場所	食料品飲料水	/日の備蓄量) アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 日前(3缶) 日前(3七) 日前(3七) 日前(3十) 日前(311) 日前(31	人/3日分の備蓄量
備蓄場所	食料品飲料水	/日の備蓄量) アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう	人/3日分の備蓄量
備蓄場所	食料品飲料水	アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易ペッド 簡易間仕切り壁	人/3日分の備蓄量
備蓄場所	食料品 飲料水 救急医療薬品類	アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易でッド 簡易間仕切り壁 乳幼児用食品	人/3日分の備蓄量
備蓄場所	食料品飲料水	アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易でッド 簡易間仕切り壁 乳幼児用食品 粉ミルク	人/3日分の備蓄量
備蓄場所	食料品 飲料水 救急医療薬品類	Pの備蓄量) アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易ベッド 簡易間仕切り壁 乳幼児用食品 粉ミルク 哺乳器	人/3日分の備蓄量
備蓄場所	食料品 飲料水 救急医療薬品類	Pの備蓄量) アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易ベッド 簡易間仕切り壁 乳幼児用食品 粉ミルク 哺乳器 車いす	人/3日分の備蓄量
備蓄場所 一	食料品 飲料水 救急医療薬品類	アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易ベッド 簡易間仕切り壁 乳幼児用食品 粉ミルク 哺乳器 車いす 毛布・保温シート等(1枚/人)	人/3日分の備蓄量
	食料品 飲料水 救急医療薬品類	アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易でッド 簡易間仕切り壁 乳幼児用食品 粉ミルク 哺乳器 車いす 毛布・保温シート等(1枚/人) 簡易トイレ	人/3日分の備蓄量
	食料品 飲料水 救急医療薬品類	アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易ベッド 簡易間仕切り壁 乳幼児用食品 粉ミルク 哺乳器 車いす 毛布・保温シート等(1枚/人) 簡易トイレ 敷物・ブルーシート等	人/3日分の備蓄量
	食料品 飲料水 救急医療薬品類	Pの備蓄量) アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易ベッド 簡易間仕切り壁 乳幼児用食品 粉ミルク 哺乳器 車いす 毛布・保温シート等(1枚/人) 簡易トイレ 敷物・ブルーシート等 携帯ラジオ	人/3日分の備蓄量
	食料品 飲料水 救急医療薬品類	Pの備蓄量) アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易ベッド 簡易間仕切り壁 乳幼児用食品 粉ミルク 哺乳器 車いす 毛布・保温シート等(1枚/人) 簡易トイレ 敷物・ブルーシート等 携帯ラジオ 懐中電灯	人/3日分の備蓄量
	食料品 飲料水 救急医療薬品類	アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易でッド 簡易間仕切り壁 乳幼児用食品 粉ミルク 哺乳器 車いす 毛布・保温シート等(1枚/人) 簡易トイレ 敷物・ブルーシート等 携帯ラジオ 懐中電灯 乾電池(単1から単4)	人/3日分の備蓄量
	食料品 飲料水 救急医療薬品類	Pの備蓄量) アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易ベッド 簡易間仕切り壁 乳幼児用食品 粉ミルク 哺乳器 車いす 毛布・保温シート等(1枚/人) 簡易トイレ 敷物・ブルーシート等 携帯ラジオ 懐中電灯 乾電池(単1から単4) 使い捨てカイロ(3個)	人/3日分の備蓄量
	食料品 飲料水 救急医療薬品類	Pの備蓄量) アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易でッド 簡易間仕切り壁 乳幼児用食品 粉ミルク 哺乳器 車いす 毛布・保温シート等(1枚/人) 簡易トイレ 敷物・ブルーシート等 携帯ラジオ 懐中電灯 乾電池(単1から単4) ウエットティッシュ	人/3日分の備蓄量
	食料品飲料水 救急医療薬品類 要配慮者用	Pの備蓄量) アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易でッド 簡易間仕切り壁 乳幼児用食品 粉ミルク 哺乳器 車いす 毛布・保温シート等(1枚/人) 簡易トイレ 敷物・ブルーシート等 携帯ラジオ 懐中電灯 乾電池(単1から単4) 使い捨てカイロ(3個) ウエットティッシュ 非常用発電機	人/3日分の備蓄量
	食料品飲料水 救急医療薬品類 要配慮者用	Pの備蓄量) アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易間仕切り壁 乳幼児用食品 粉ミルク 哺乳器 車いす 毛布・保温シート等(1枚/人) 簡易トイレ 敷物・ブルーシート等 携帯ラジオ 懐中電灯 乾電池(単1から単4) 使い捨てカイロ(3個) ウエットティッシュ 非常用発電機 工具類	人/3日分の備蓄量
	食料品飲料水 救急医療薬品類 要配慮者用	Pの備蓄量) アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易ベッド 簡易間仕切り壁 乳幼児用食品 粉ミルク 哺乳器 車いす 毛布・保温シート等(1枚/人) 簡易トイレ 敷物・ブルーシート等 携帯ラジオ 懐電灯 乾電池(単1から単4) 使い捨てカイロ(3個) ウエットティッシュ 非常用発電機 工具類 ヘルメット	人/3日分の備蓄量
	食料品飲料水 救急医療薬品類 要配慮者用	Pの備蓄量) アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易ベッド 簡易間仕切り壁 乳幼児用食品 粉ミルク 哺乳器 車いす 毛布・保温シート等(1枚/人) 簡易トイレ 敷物・ブルーシート等 携帯ラジオ 懐中電灯 乾電池(単1から単4) 使い捨てカイロ(3個) ウエットティッシュ 非常用発電機 工具類 ヘルメット 軍手	人/3日分の備蓄量
	食料品飲料水 救急医療薬品類 要配慮者用	Pの備蓄量) アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易ベッド 簡易間仕切り壁 乳幼児用食品 粉ミルク 哺乳器 車いす 毛布・保温シート等(1枚/人) 簡易トイレ 敷物・ブルーシート等 携帯ラジオ 懐中電灯 乾電池(単1から単4) 使い捨てカイロ(3個) ウエットティッシュ 非常用発電機 工具類 ヘルメット 軍手 地図(1都3県)	人/3日分の備蓄量
	食料品飲料水 救急医療薬品類 要配慮者用	Pの備蓄量) アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易ベッド 簡易間仕切り壁 乳幼児用食品 粉ミルク 哺乳器 車いす 毛布・保温シート等(1枚/人) 簡易トイレ 敷物・ブルーシート等 携帯ラジオ 懐中電灯 乾電池(単1から単4) 使い捨てカイロ(3個) ウエットティッシュ 非常用発電機 工具類 ヘルメット 軍手	人/3日分の備蓄量
	食料品飲料水 救急医療薬品類 要配慮者用	Pの備蓄量) アルファ化米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) ミネラルウォーター(3リットル) 消毒液 ばんそうこう 風邪薬 簡易ベッド 簡易間仕切り壁 乳幼児用食品 粉ミルク 哺乳器 車いす 毛布・保温シート等(1枚/人) 簡易トイレ 敷物・ブルーシート等 携帯ラジオ 懐中電灯 乾電池(単1から単4) 使い捨てカイロ(3個) ウエットティッシュ 非常用発電機 工具類 ヘルメット 軍手 地図(1都3県)	人/3日分の備蓄量

震災時における時差退社計画 (例)

鳫	家		自宅住所	帰宅ルートの概要	距離		帰宅グループ
優先順位	家庭内事情	氏 名	連絡先	主要路線	— 予測時間	付加的要素	開始時刻
位	情		连桁儿	通常の通勤経路] 7 次[[中寸[日]		到着時刻
							開始 :
			(Eメール)				到着 :
1							開始 :
			(Eメール)				到着 :
							開始 :
			(E)-)v)				到着:
							en t
			(7)		_		開始:
			(E)-/v)				到着 :
							日日よん
2			(Eメール)		_		開始:
			(EX-W				到着 :
							 開始 :
			(E)-N)				開始 : 到着 :
3			\L _F /r)		+		- 17/11 ・
							 開始 :
			(E)-/v)				到着 :
			,				. • H
			L				H始 :
			(Eメール)				到着 :

第1優先順位: 家庭内事情がある者、勤務地直近(おおむね10km以内)に居住しており徒歩帰宅が可能な者

第2優先順位: 勤務地からおおむね 20km 以内の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者第3優先順位: 勤務地からおおむね 20km 以上の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者

施設の安全点検のためのチェックリスト

	点検項目	点検内容	判定	該当する場合の	
			(該当)	対処・応急対応等	
拖討	设全体				
		傾いている。沈下している。		建物を退去	
1	建物(傾斜・沈下)	傾いているように感じる。		要注意	
				→専門家へ詳細診断を要請	
		大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく 落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側		7.4.4	
2	建物(倒壊危険性)	浴も者しく、鉄肋がかなり露出している。壁の向こう側 が透けて見える。		│ 建物を退去 │	
_	连物 (倒缘心陕江)	斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落		要注意	
		はわずかである。		→専門家へ詳細診断を要請	
		隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去	
2	7米+女7++ 역 +ha 田 TI +b +b	周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。		建物を退去	
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設へ		要注意	
		の影響はないと考えられる。		→専門家へ詳細診断を要請	
施討	と内部(居室・通路	等)			
1	r .	傾いている、又は陥没している。		立入禁止	
1	床	フロア等、床材に損傷が見られる。		要注意/要修理	
		間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/要修理	
2	壁・天井材	天井材が落下している。		立入禁止	
_	エ スパヤ	 天井材のズレが見られる。		要注意	
				→専門家へ詳細診断を要請	
		大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく			
3	廊下・階段	落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側 が透けて見える。		立入禁止	
ა	脚下"陌权	からり C兄える。 斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落		点検継続	
		はわずかである。		→専門家へ詳細診断を要請	
4	ドア	ドアが外れている、又は変形している。		要注意/要修理	
_	m+ m:=-	窓枠が外れている、又は変形している。		要注意/要修理	
5	窓枠・窓ガラス	窓が割れている、又はひびがある。		要注意/要修理	
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理	
U	照明命兵・中ツ命兵	照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理	
7	じゅう器等	じゅう器(家具)等が転倒している。		要注意/要修理/要固定	
	- , , , , , ,	書類等が散乱している。		要注意/要復旧	
設值	# 等				
		 外部からの電力供給が停止している。(商用電源の途絶)			
1	電力			代替手段の確保/要復旧	
1	电力	照明が消えている。		→(例)非常用電源を稼働	
		- 空調が停止している。			
		停止している。		要復旧	
2	エレベーター	警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		→メンテナンス業者に連絡	
2	エレベーダー	カゴ内に人が閉じ込められている。		→メンテナンス業者又は消防機関Ⅰ	
		ガコドイに人が別したのうれている。		連絡	
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧	
				→(例) 備蓄品の利用 - 体田中北/供替手段の確保/悪復児	
4	下水道・トイレ	水が流れない(あふれている)。		使用中止/代替手段の確保/要復旧 →(例)災害用トイレの利用	
	1%—	 異臭、異音、煙が発生している。		立入禁止/要復旧	
5	ガス	停止している。		要復旧	
				代替手段の確保/要復旧	
6	通信・電話	停止している。		→(例)衛星携帯電話、無線機の	
				用	
7	消防用設備等	 故障・損傷している。		代替手段の確保/要復旧	
				→消防設備業者に連絡	
	Fユリティ	DRAW L		T. (C. 10)	
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧	
_	非常階段•非常用出口	閉鎖している(通行不可である)。		要復旧	
2				→復旧できない場合、立入禁止	
2				五作[D/五带 # D 元] E	
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意 (状況に。	

避難経路図

※避難口などが明記された平面図等に避難経路(矢印)を記入し添付する。

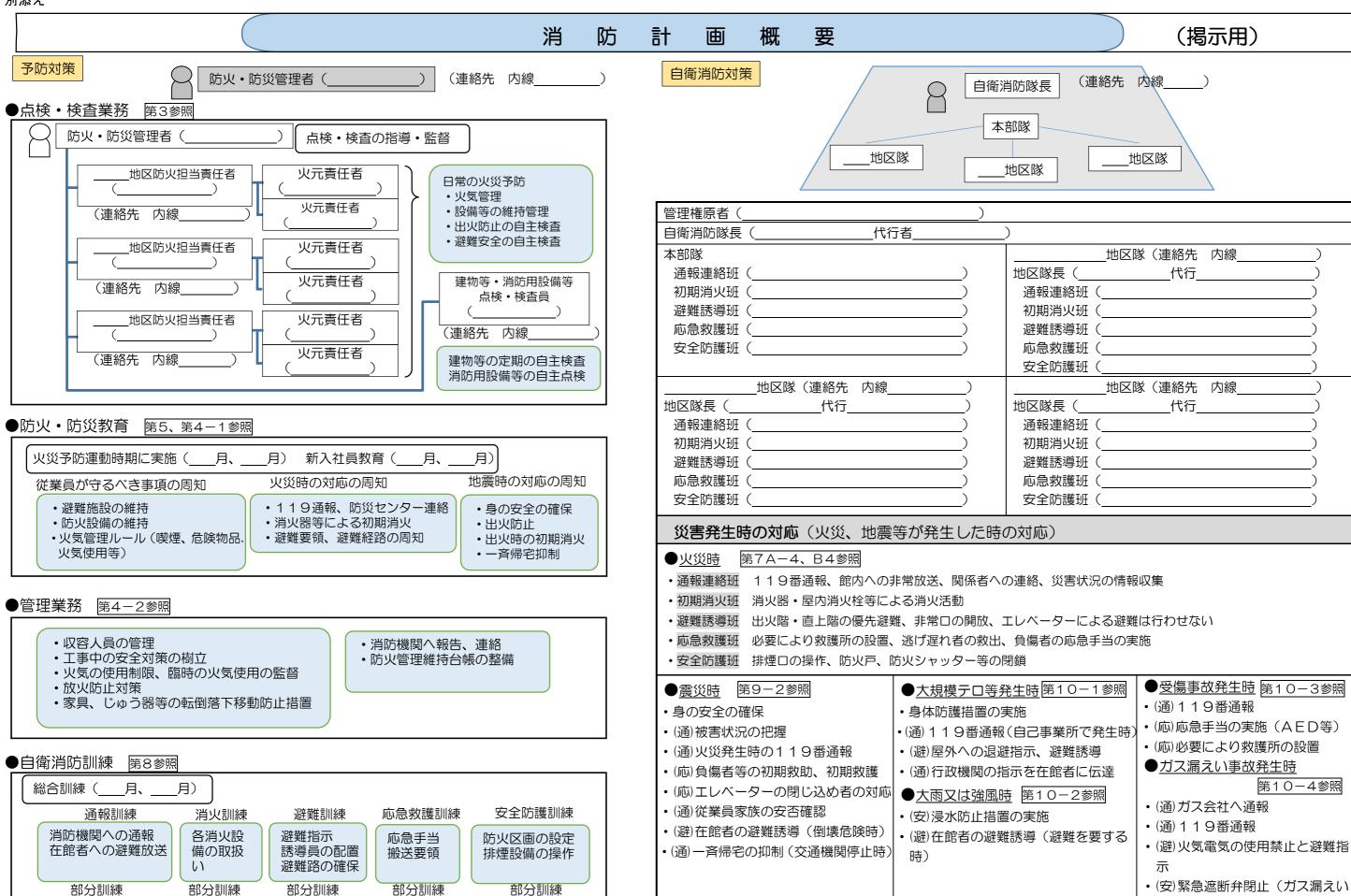
(月)

月)

(月)

(月)

(月)



が継続する場合)